

I-2 生活衛生課

1 食品衛生

食品衛生法の規定により県が策定した「青森県食品衛生監視指導計画」に基づいて年間監視計画を立て、食品関係施設に対する衛生監視指導を行いました。(許可申請等に伴う調査を含む。)

また、衛生講習会や広報活動を通じて食品衛生に関する情報提供を行い、食品関連事業者等の衛生意識を向上させるとともに、県民への食品衛生思想の普及に努めました。

(1) 営業許可施設

ア 営業許可施設数 (市町村別)

(単位：件)

業 種※ ²	市 町 村※ ¹						合 計
	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	その他	
飲食店営業	649	102	68	34	30	7	890
喫茶店営業	42	2	2	1			47
菓子製造業	75	6	16	6	3	3	109
あん類製造業	1						1
アイスクリーム類製造業	21	3	1	3			28
乳処理業	1						1
乳製品製造業	1						1
乳類販売業	147	13	25	10	5	3	203
食肉販売業	108	5	16	5	3	5	142
食肉製品製造業			1				1
魚介類販売業	146	33	20	12	7	8	226
魚介類せり売営業	3	1	1				5
食品の冷凍又は冷蔵業	11		1		1		13
清涼飲料水製造業	3	1	1				5
冰雪製造業	1		2				3
食用油脂製造業	1						1
みそ製造業	3						3
しょうゆ製造業			1				1
ソース類製造業	3		1				4
酒類製造業	2	1					3
豆腐製造業	2				2		4
めん類製造業	8	1	9				18
そうざい製造業	31	4	10	8	3		56
缶詰又は瓶詰食品製造業	6						6
臨時営業	臨時飲食店営業					202	202
	臨時乳類販売業					1	1
	臨時食肉販売業					6	6
	臨時魚介類販売業					21	21
(計) 令和 2 年度	1,265	172	175	79	54	256	2,001
令和 元年度	1,281	178	182	77	55	263	2,036
平成 30 年度	1,320	180	189	71	60	262	2,082

※¹固定施設をもたない移動営業及び臨時営業は「その他」に計上した。

※²一部業種については、移動営業と自動販売機を含む。

イ 監視・指導状況

(単位：件)

区分 業種※		許可施設	許可申請		監視 指導	指導内訳		行政処分（命令）			
			継続	新規		文書	口頭	取消	禁止	停止	改善 等
飲食店 営業	食堂・レストラン等	297	36	9	107	66	41				
	仕出し・弁当	69	9	4	52	21	31				
	旅館	95	11		34	13	21				
	その他	429	36	33	118	76	42				
喫茶店営業		47	1		34	11	23				
菓子製造業		109	6	9	81	41	40				
あん類製造業		1			3	1	2				
アイスクリーム類製造業		28	1	3	14	8	6				
乳処理業		1			2	1	1				
乳製品製造業		1			2	1	1				
乳類販売業		203	23	4	75	36	39				
食肉販売業		142	11	8	64	33	31				
食肉製品製造業		1	1		2	2					
魚介類販売業		226	19	9	89	52	37				
魚介類せり売り営業		5			1		1				
食品の冷凍又は冷蔵業		13	1	1	12	7	5				
清涼飲料水製造業		5	2		3	3					
冰雪製造業		3									
食用油脂製造業		1			6	1	5				
みそ製造業		3									
しょうゆ製造業		1		1	1	1					
ソース類製造業		4		1	2	2					
酒類製造業		3	1		2	2					
豆腐製造業		4									
めん類製造業		18	1	1	11	8	3				
そうざい製造業		56	3	2	24	15	9				
缶詰又は瓶詰食品製造業		6		1	7	4	3				
臨時 営業	臨時飲食店営業	202	16	12	26	16	10				
	臨時乳類販売業	1									
	臨時食肉販売業	6		1							
	臨時魚介類販売業	21		3							
(計) 令和 2 年度		2,001	178	102	772	421	351				
令和 元年度		2,036	193	136	838	424	414				
平成 30 年度		2,082	167	150	1,273	566	707				

※食品衛生法改正で従来の営業許可業種が見直され、また、新たに営業届出制度が創設されたことにより、令和3年6月以降は新制度に移行することが決まっている。

(2) 営業許可を要しない施設

許可を要しない食品等取扱施設について、給食施設を中心に衛生監視指導を行いました。

特に、健康被害発生時の影響が大きい学校及び社会福祉施設等の集団給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて衛生管理状況を確認し、不備事項に対する改善指導を行いました。

なお、改正食品衛生法の施行に伴い、令和3年6月以降は営業届出、届出不要又は新たに規定される営業許可業種のいずれかに移行します。

業 種 別		施 設 数※	監視指導件数
給食施設	学校	22	14
	病院・診療所	10	
	事業所	13	5
	その他	57	27
食品製造業			6
野菜果物販売業			42
そうざい販売業			31
菓子(パンを含む)販売業			53
食品販売業(上記以外)等			69
計		102	247

※給食施設を除く施設数については、正確に把握していないことから計上していない。

(3) 行商の登録状況

「青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例」に基づき、魚介類及びアイスクリーム類を移動して販売する営業に関する登録事務を行い、使用する器具・容器の衛生的な取扱い等について指導を行いました。

なお、改正食品衛生法の施行に伴い本条例は廃止され、令和3年6月以降は営業届出業種に移行します。

営業の種別	新 規 (件)	更 新 (件)	登録数 (件)
魚介類		8	10
アイスクリーム類			
計		8	10

(4) 収去検査

食品の安全性確保を目的として、県内に流通する食品や広域に流通される県産食品等を対象とする収去検査を行いました。

検査の結果、定められた基準等を違反又は逸脱していた場合（不適合）は、原因を調査し、製造者等に対して再発防止に関する指導と改善確認を行っています。

令和2年度の検査では、いずれの検体も基準等に適合していました。

なお、新型コロナウイルス感染症関連業務の影響により、例年よりも検体数を減じて実施しました。

(単位：件)

検査内容 対象食品		検体数			微生物学的検査						理化学的検査					
					適合			不適合			適合			不適合		
		R2	R1	H30	R2	R1	H30	R2	R1	H30	R2	R1	H30	R2	R1	H30
魚介類		2	7	3	2	2	2					5	5			
冷凍食品	無加熱摂取															
	加熱後摂取（凍結直前加熱）															
	加熱後摂取（凍結直前未加熱）															
	生食用冷凍鮮魚介類															
魚介類加工品		1	1	3							1	1	3			
肉卵類及びその加工品		5	5	6	1	1	2				5	5	5			
乳			2	2		1					3					
乳製品			1	1		1	1									
乳類加工品																
アイスクリーム類、氷菓		1	1	1	1	1	1									
穀類及びその加工品		2	5	6	1	3	3			1	1	2	2			
野菜類・果物・加工品		7	11	12	4	4	4				3	7	8			
菓子類		9	10	11	3	4	3		1	2	6	5	5			1
清涼飲料水		1	3	3		1	1				1	2	2			
酒精飲料																
氷雪																
水																
缶詰・ビン詰食品																
その他の食品		5	10	5	5	7	5				3					
添加物及びその製剤																
器具及び容器包装																
おもちゃ																
計		33	56	53	17	25	22		1	3	17	33	30			1

(5) 不良食品等の発生状況

不良食品等が発生した場合は、原因を調査し、営業者に対して再発防止に関する指導を行うとともに、必要に応じて回収命令等の行政措置を講じます。

(単位：件)

区分 食品名	発生件数	消費者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					措置状況						
				県内	県外	表示不適	規格・基準の逸脱等		カビ・異物混入	変敗・その他	営業禁止・停止	物品回収・廃棄等	整備改善	その他助言・指導等	他の保健所に移送	自主回収等	
							微生物	理化学									
菓子類																	
乳及び乳製品																	
食肉及び食肉製品																	
魚介類及びその加工品	1	1			1				1						1		
清涼飲料水																	
めん類																	
そうざい及びその半製品																	
その他の食品																	
器具及び容器包装																	
(計) 令和 2年度	1	1			1				1						1		
令和 元年度	5	1	4	3	2	1		1	2	1					2		3
平成 30 年度	1	1							1								1

(6) 食中毒の発生状況

食中毒（疑いを含む）発生時には、「青森県食中毒対策要綱」、「青森県食中毒調査処理マニュアル」に基づいて迅速に調査を行い、原因を究明した上で被害拡大と再発防止に努めています。

令和2年度、管内において食中毒事件は発生しませんでした。

年 度	発生件数	患者数（名）	原因食品	病因物質
令和 2年度				
令和 元年度	1	19	弁当	ノロウイルス（GⅡ）
平成 30 年度				

(7) 行政処分等の状況

(単位：件)

区分 年度	処分件数 (実数)	違反内容				違反条項※						行政処分内容				その他	
		異物	法定外添加物	規格基準	表示 その他	法第6条	法第9条	法第10条	法第11条	法第19条	法第52条	禁止	停止	廃棄	整備改善	告発	その他
令和2年度																	
令和元年度	1				1	1							1				
平成30年度																	

※条項は令和2年度末現在のもの。

(8) 衛生講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会（主催；青森県食品衛生協会）のほか、食品加工業者等を対象とした食品衛生講習会を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮し、開催回数や人数を制限するなど規模を縮小して実施しました。（前年度実績：全13回 延べ受講者数344名）

その他、要望に応じて講習資料の配付や電話相談にも対応しています。

No.	開催月日	内 容	参加者 (名)	対 象
1	令和2年6月16日	食品衛生責任者講習会	23	食品衛生責任者
2	令和2年7月21日	食品衛生責任者講習会	50	食品衛生責任者
3	令和2年9月15日	食品衛生責任者講習会	41	食品衛生責任者
4	令和2年10月13日	食品衛生責任者講習会	17	食品衛生責任者
5	令和3年2月25日	食品衛生責任者講習会	28	食品衛生責任者
6	令和3年3月11日	食品衛生責任者講習会	38	食品衛生責任者
計			197	

2 生活衛生

(1) 生活衛生関係営業施設

県民の日常生活と密接な関係にある理容所・美容所等における衛生水準の維持向上を図るため、年間監視計画を立て、各々の関係法令に基づく衛生監視指導を行いました。(許可申請等に伴う調査を含む。)

ア 営業施設数(市町村別)

(単位：件)

施設区分 市町村	理容所	美容所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館			公衆浴場		興 行 場 (常設)
				旅 ホ テ ル ・ 館	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他	
む つ 市	95	145	25(8)	36	20		11	7	3
大 間 町	11	11	2	14	3	2	1	1	1
東 通 村	6	8		14	2		2		
風 間 浦 村	6	4		12	5		2		
佐 井 村	2	4	1	6	4				1
(計) 令和2年度	120	172	28(8)	82	34	2	16	8	5
				118			24		
令和元年度	131	180	29(7)	83	37	2	17	7	3
				122			24		
平成30年度	138	183	34(11)	97	45	2	18	7	3
				144			25		

イ 許可事務等の状況

(単位：件)

施設区分 許可年度等	理容所	美容所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			興 行 場	
				旅 ホ テ ル ・ 館	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計		
許 可 (確 認)	R2	1	4	3(2)		1		1	1	1	2	2
	R1		4		1			1				
	H30	5	5		3		2	5				
廃 止	R2	12	12	4(1)	1	4		5	2		2	
	R1	7	7	1	15	8		23	1		1	
	H30	3	4	2	6	9		15				

ウ 監視・指導状況

(単位：件)

施設区分	理 容 所	美 容 所	（取次所再掲） クリーニング所	旅 館※			公衆浴場※		興 行 場
				旅 ホ テ ル ・ 館	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他	
令和 2年度	43	60	9(3)	32	8		6	1	1
令和 元年度	46	62	12(3)	33	15	1	9	3	1
平成 30年度	49	71	18(0)	46	17	2	12	5	3

※旅館・公衆浴場においては、「青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例」に基づく指導も併せて実施している。

(2) 水道及び飲料水

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るため関連施設への立入等を実施し、定期的な水質検査の実施等、適正な維持管理の徹底について指導を行いました。

飲用井戸については、市町村の協力も得ながら施設の実態把握に努めています。

なお、一部の事務については、市町村に権限移譲されています。(専用水道及び簡易専用水道：むつ市と東通村、飲用井戸及び小規模貯水槽水道：むつ市、小規模水道：東通村)

<水道関連施設の設置状況>

(単位：件)

区 分 市 町 村	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	小 規 模 水 道	飲用井戸		簡 易 専 用 水 道	水 小 規 模 貯 水 槽 水 道	計
					一 般	業 務 用			
む つ 市	1		—	9	—	—	—	—	10
大 間 町	1				11	5	8	3	28
東 通 村	1		—	—		8	—	5	14
風 間 浦 村		1			6	2	3	1	13
佐 井 村		1			11	1	1	5	19
(計) 令和2年度	3	2		9	28	16	12	14	84
令和 元年度	3	4		9	29	17	14	13	89
平成 30年度	3	4		9	29	17	14	13	89

—：権限移譲されたもの

(3) 建築物の衛生

特定の用途で多数の人が使用・利用する一定以上の規模を有する「特定建築物」について、立入検査を実施し、衛生的環境の確保を図っています。

また、建築物の衛生確保に係る事業者（清掃業等8業種）の登録とともに、衛生的な作業や機械器具の維持管理の方法等に関する指導を行い、事業者の資質向上を図っています。

ア 特定建築物施設数（監視件数再掲）

（単位：件）

種別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
むつ市	2(1)	1	3	3		6	1(1)	16(2)
大間町	1			3(2)				4(2)
東通村				3				3
風間浦村								
佐井村							1	1
(計) 令和2年度	3(1)	1	3	9(2)		6	2(1)	24(4)
令和元年度	2(1)	1(1)	3	8(0)	1(0)	5(1)	2(1)	22(4)
平成30年度	2(2)	1(1)	3(3)	9(3)	1(1)	5(5)	2(2)	23(17)

イ 建築物衛生に係る登録営業所数（監視件数再掲）

（単位：件）

種別 年度	清掃業	空気環境測定業	空気調和用ダクト清掃業	飲料水水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等防除業	環境衛生総合管理業	計
R2	6(3)	2			6(1)	3(1)		1(1)	18(6)
R1	5	2(1)			5	3		1	16(1)
H30	5(3)	2			5(2)	3(1)		1	16(6)

(4) プール等

遊泳用プールについて、衛生水準の確保に加え、安全確保に関する指導を行っています。

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく施設については、許認可や立入検査を所管する市町村から情報を収集し、災害発生時には被害状況を確認しています。

<各施設の設置状況>

（単位：件）

種別 市町村	遊泳用プール (学校等除く)	墓地	納骨堂	火葬場
むつ市	3	97	3	4
大間町	1	6		1
東通村		28		1
風間浦村		6		
佐井村		13	1	1
(計) 令和2年度	4	150	4	7
令和元年度	4	150	4	7
平成30年度	4	150	4	7

(5) 化製場

化製場等に関する法律に基づく施設の許可事務（一部は市町村に権限移譲）と衛生監視指導を行っています。

管内では、東通村、風間浦村及び佐井村の計3か所に設置されています。

いずれも法第8条に規定する施設であり、魚介類等に由来する原料を用いて肥料又は飼料を製造しています。

(6) 温泉利用施設等

温泉法に基づき、温泉利用許可や成分等掲示届出等に係る事務のほか、源泉や温泉利用施設への立入検査を実施し、硫化水素による事故防止等について指導を行っています。

ア 温泉（源泉）及び利用施設等の監視指導状況 （単位：件）

区分	源泉・掘さく ・動力・その他	利用施設	
		施設	浴用
令和2年度	3	16	31
令和元年度	8	29	62
平成30年度	9	37	76

イ 温泉（源泉）及び許可申請の状況 （単位：件）

市町村	区分 年度	温泉数	主な許可申請※					
			掘削	増掘	動力装置	採取	利用許可	利用許可 地位承継 承認
むつ市	R2	49	1					
	R1	50						
	H30	50						
大間町	R2	1						
	R1	1						
	H30	1						
東通村	R2	2						
	R1	2						
	H30	2						
風間浦村	R2	15					6	2
	R1	16						
	H30	16	1					
佐井村	R2	3						
	R1	3						
	H30	3						
総計	R2	70	1				6	2
	R1	72						
	H30	72	1					

※当所を經由して自然保護課に進達・副申するものを含む。